

輸出環境整備推進緊急対策事業実施要領

制定 平成 30 年 2 月 1 日 29 食産第 4431 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 2 の（1）の輸出環境整備推進緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 9 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合又は独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 1 の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 1 の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。
日本産の農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出を促進するため、

輸出先国の規制など輸出阻害要因の解消に向けた民間団体等の取組に対し、支援を行う。

(1) 既存添加物登録申請支援事業

欧州連合（以下「EU」という。）において、我が国の既存添加物（クチナシ黄色素及びクチナシ青色素）の使用が認められることにより、これらを含む日本産食品の輸出を促進するため、事業実施主体が行うEUの食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験データの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請の実施に必要な経費を補助するものとする。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、人件費等

(2) 畜産物の残留物質等モニタリング検査支援事業

環太平洋パートナーシップ協定及び日EU経済連携協定を通じ、我が国の畜産物の一層の輸出拡大を図るため、事業実施主体が肉等の検体を検査機関に送付し、検査対象となる農薬又は動物用医薬品を含む残留物質等のモニタリング検査に必要な経費を補助するものとする。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、人件費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の2の(1)の輸出環境整備推進緊急対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

輸出環境整備推進緊急対策事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名 印

平成 年度輸出環境整備推進緊急対策事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（注）1 関係書類として別添を添付すること。

2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第5の1」を「第5の2」とすること。

3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成○年度輸出環境整備推進緊急対策事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の輸出環境整備推進緊急対策事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

I 既存添加物登録申請支援事業

1 事業の目的

(例) 欧州食品安全機関 (EFSA) に対し、協議・調整のうえ〇〇色素の許可申請を行い、承認を得ることにより、〇〇色素を含む日本産食品をEUへ輸出することができるようにすることを目的とする。

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標 (達成すべき成果) (例) EUにおいて、〇〇色素を食品添加物として認可を受けるために必要な安全試験の調査・実施し、欧州食品安全機関 (EFSA) との協議・調整のうえ必要な試験データとともに〇〇年までに許可申請を行うことを目標とする。
事業の成果 (実績)

(注) 事業の成果 (実績) の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

(1) 欧州食品安全機関 (EFSA) との協議・調整

実施時期	協議・調整内容	参加者	備考
(例) ・〇年〇月 ・ ・ ・□月□日	〇〇のため、欧州食品安全機関 (EFSA) 担当官と協議を行い、方向性を確認する。 □□の結果を報告し、申請に必要な整理事項を確認する。	・〇〇 他△名 ・〇〇 ・□□ 他△名	

(注1) 協議・調整内容については、欧州食品安全機関 (EFSA) の反応を幅広く想定しつつ、それにより協議・調整回数が大きく変化しないよう工夫すること。

(2) 各種試験データの取得・分析

試験の名称	実施期間	試験の目的	備考
(例) ○○○試験 ・ ・ ・ △△△試験 ・ ・ ・	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	例：欧州食品安全機関（EFSA）が求める証明事項のうち、○を証明するために○○試験を行う。	実施期間等の変動要因について記載

(注1) 各種試験を再委託する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先の管理体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール

2に記載の事業内容について、成果達成までの複数年のスケジュール及び当該年度のスケジュールを記載すること。

(1) 成果達成までのスケジュール

(例)	2017年 ○月	・・・	2018年 ○月		2019年 ○月	・・・	2019年 ○月
欧州食品安全機関（EFSA）との協議・調整					○協議		
各種試験データの取得・分析 ・○○試験 ・△△試験 ・ ・							
申請書類取りまとめ・申請			○中間取りまとめ				○申請

(2) 当該年度のスケジュール

(例)	2018 年〇月	...	...	...	...	...
欧州食品安全機関 (EFSA) との協議・調整		協議				
各種試験データの取得・分析・〇〇試験						→
申請書類取りまとめ・申請						試験結果とりまとめ
農林水産省との打合せ	当初打合せ			中間報告		最終報告

(注) (1) 成果達成までのスケジュールと同じ内容の場合、省略しても差し支えない。

Ⅱ 畜産物の残留物質等モニタリング検査支援事業

1 事業の目的

(例) EU向け〇肉認定施設である〇〇食肉センターにおいて、EUの要求を充足するため、年間〇〇検体の残留物質モニタリング検査実施することにより、日本産〇〇肉のEUへ輸出を拡大することを目的とする。

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標（達成すべき成果） (例) EU向け〇肉認定施設である〇〇食肉センターにおいては、EUの要求を充足するため、年間〇〇検体の残留物質モニタリング検査の実施が必要となる。そのため、食品の検査機関である〇〇に定期的に検体を送付し、EUの残留基準値を超えないことを確認することを目標とする。
事業の成果（実績）

(注) 事業の成果（実績）の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

実施項目	実施内容	実施期間	備考
(例) ・ EU向け残留物質等モニタリング検査	〇〇食肉センターにおいて、EUが要求する残留物質モニタリング検査を実施するため、採取した検体を〇〇分析センターに送付し、検査を依頼。(年間〇〇件)	・ 〇年〇月～〇年〇月	

(注1) 各実施項目を再委託等する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先等の管理体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール

2に記載の事業内容について、成果達成までのスケジュールを記載すること。

(例)	2018 年○月	...	...	...
・EU向け残留物質 等モニタリング検査				